

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	山田町坂本地区 (坂本集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

坂本地区は山田町の西よりに位置し、地区の南部を東西に県道 85 号線(神戸加東線)が走っている。北部は帝釈山がそびえ、大部分が山林である。西下・東下集落との境界には山田川(志染川)が流れており、農業用水として利用されている。圃場整備事業をしていないため不整形地が多く、パイプラインが無いため水不足になりやすい。農家世帯は31戸で、水田農業を中心とした農業が営まれている。近年、地区内農業者の高齢化及び後継者不足により、担い手の確保、地域農業の活性化が望まれる。山田町では全国的に珍しい二輪菊をはじめ、一輪菊・小菊など、色彩豊富で様々な種類の菊が栽培されており、70年前には町で120名以上が栽培されていたが、現在は6名となっており、担い手の確保が急務となっている。また、鳥獣害による農作物被害があるため、対策に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区農業の現状を踏まえ、過大な生産目標を立てるのではなく、「維持する農業から活かす農業」へ転換する。貸農園や体験農業等を通じて、集落外から人を呼び込む取り組みも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域の農地で、農業上の利用が行われている区域とする。ただし山際等の小規模で生産性が低い農地や、既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域全員参加で話し合いを進め、自治会、農会、里づくり協議会、農業委員が協力して担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者、担い手意向を踏まえ、農地バンクも利用し段階的に集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存の経営体の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③ドローン防除をさらに活用する。